

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第六十四号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年佐賀県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

- 「 5 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿抄本
- 6 申請者が外国人の場合は、外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書を
- 「 5 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、様式第五号及び様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。